

第12章 物資

第1節 準備期

1 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、国、都道府県および市町村は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

2 所要の対応

1-1. 体制の整備

国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、*緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県および関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。

1-2. 感染症対策物資等の備蓄等

(1) 本市は、市行動計画に基づき、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年(1961年)法律第223号）第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2) 国は、システム等を利用して、定期的に都道府県における感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、都道府県に対し、予防計画に定める个人防护具の備蓄の推進および維持を確実に実施するよう要請するほか、必要な支援・助言等を行う。

(3) 国は、个人防护具について必要となる備蓄品目や備蓄水準を定め、道はこれらを踏まえて備蓄する。

(4) 道は、国と連携し、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進めるよう消防機関に周知する。

1-3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

(1) 道は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における个人防护具の備蓄等を推進するほか、道が策定している医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

(2) 道および協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドおよび非滅菌手袋）や備蓄水準を踏まえ、医療措置協定に基づき个人防护具の備蓄に努める。

(3) 道は、国と連携し、協定締結医療機関に対して、个人防护具以外の必要な感染症対策

物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。

- (4) 道は、国と連携し、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。
- (5) 道は、国と連携し、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。
- (6) 道は、国と連携し、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。

1-4. 感染症対策物資等の生産、輸入、販売または貸付けの事業を行う事業者への要請

国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売または貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組むなど、有事にも可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。

第2節 初動期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、国民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。国は、感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。道は、協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認するとともに、必要量の確保に努める。

2 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- (1) 道は、準備期に引き続き、道における感染症対策物資等の備蓄状況を確認するとともに、国と連携し、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。
- (2) 道は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう、要請する。

2-2. 円滑な供給に向けた準備

- (1) 国は、感染症対策物資等の供給が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の業界団体や生産、輸入、販売または貸付けの事業を行う事業者等に対する生産の要請その他必要な対応を検討し、必要に応じて実施する。
- (2) 道は、国の要請を受け、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行い、国と連携し、必要量の確保に努める。
- (3) 国は、医療機関等に対し、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請する。
- (4) 本市は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売または貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保するよう道に要請する。
- (5) 国は、個人防護具について、医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等の準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、国民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。国は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。道も、初動期に引き続き、協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認するとともに、物資の確保に努める。

2 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- (1) 道は、初動期に引き続き、道における感染症対策物資等の備蓄状況を確認するとともに、国と連携し、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。
- (2) 国は、医療機関等に対し、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認するよう要請する。さらに、国は、医療機関に対し、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注するなどにより、必要量を安定的に確保するよう要請する。

3-2. 感染症対策物資等の生産、輸入、販売または貸付けの事業を行う事業者への要請

国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売または貸付けの事業を行う事業者に対して、新型インフルエンザ等の感染拡大に伴う感染症対策物資等の需要の急増や流通量が増加する可能性を踏まえつつ、安定的かつ速やかに感染症対策物資等を対象地域へ届けるために必要な対応を行うよう要請する。

3-3. 不足物資の供給等適正化

- (1) 国は、感染症対策物資等の供給が不足している場合または今後不足するおそれがある場合は、当該感染症対策物資等の生産・輸入事業者等に対し、生産や輸入等の促進の要請、売渡し、貸付け、輸送および保管の指示等を行う。
- (2) 国は、道や医療機関の個人防護具の備蓄状況等や上記の生産事業者等への生産要請等を踏まえてもなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等には、不足する地域や医療機関に対し、必要な個人防護具の配布を行う。

3-4. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資および資材が不足するときは、各省庁や道、市町村、指定地方公共機関等の関係機関が備蓄する物資および資材を互いに融通するなど、物資および資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

3-5. *緊急物資の運送等

- (1) 道は、国と連携し、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器または再生医療等製品の配送を要請する。
- (2) なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送または配送を指示する。

3-6. 物資の売渡しの要請等

- (1) 道は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管または輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「*特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。
- (2) 道は、対策の実施に必要な物資の確保にあたっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。
- (3) 道は、緊急事態措置を実施するにあたり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。
- (4) 道は、道が緊急事態措置の区域となっている場合においては、必要に応じて、国に対して上記の①から③までの措置を行うよう要請する。